

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

公用車運行管理規程（昭和44年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章及び第3章に規定する本庁の室、<u>課及び所</u>、<u>広域振興局</u>、<u>広域振興局総合支局</u>及び地方振興局の部、<u>センター</u>及び出先事務所並びに広域振興局等以外の出先機関で公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、公用車事故報告書(様式第4号)により<u>総務部人事課人財給与担当課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>様式第4号(第15条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の部及び出先事務所並びに広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局以外の出先機関である保有機関の長からの事故報告は、本庁の主管室課の<u>管理担当課長</u>を経由するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章及び第3章に規定する本庁の室<u>及び</u>課、<u>広域振興局</u>、<u>広域振興局総合支局</u>及び地方振興局の部及び出先事務所並びに広域振興局等以外の出先機関で公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、公用車事故報告書(様式第4号)により<u>総務部人事課給与人事担当課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>様式第4号(第15条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の部及び出先事務所並びに広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局以外の出先機関である保有機関の長からの事故報告は、本庁の主管室課の<u>管理課長</u>を経由するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。